

令和2年3月27日
事務連絡

各〔 都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区 〕 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室長

民法の一部改正に伴う特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤による
C型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の
一部改正の施行について

日頃から、医薬品医療機器行政の推進に多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成20年法律第2号。以下「法」という。）については、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成29年法律第45号）により改正され、令和2年4月1日に施行されます。

つきましては、下記に改正の内容を示すとともに、関係資料をお送りいたしますので、ご活用いただきますとともに、貴管内市町村へご周知くださいますようお願いいたします。

記

法第9条に規定する追加給付金の支給の請求期限について、「特定C型肝炎ウイルス感染者の身体的状況が悪化したため新たに法第6条第1号又は第2号に該当することに至ったことを知った日から起算して3年以内に行わなければならない」こととされていたところ、「3年以内」を「5年以内」に改正する。

(関係資料)

1. リーフレット

- ・ 出産や手術での大量出血などの際のフィブリノゲン製剤・血液凝固第Ⅸ因子製剤の投与によりC型肝炎ウイルスに感染された方々へ（令和2年4月改訂版）

2. Q & A

- ・ 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法に基づく給付金の支給等に関するQ & A（令和2年4月改訂版）

3. （参考）民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成29年法律第45号）（抄）

(本件に関する照会先)

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室 管理係

阿部、大平

(代表電話)03(5253)1111

(内線)2717,2718

(直通電話)03(3595)2400